

第 2 次伊根町産業振興促進計画

令和 2 年 2 月 20 日作成

京都府伊根町

第1章 計画策定の趣旨

1. 伊根町の概略

伊根町は、京都府北部の丹後半島北端に位置し、面積 61.95 平方 k m、東から北は日本海に面し、南は宮津市、西は京丹後市に隣接しています。

昭和 29 年に旧伊根村、朝妻村、本庄村、筒川村の四村が合併して伊根町となりました。

人口は約 2,100 人で、65 歳以上が人口に占める割合は 46% を超え、府下で 2 番目に高齢化が進んでいます。

本町には、伊根湾の地理的特徴、気象要件、そして漁師の生活要件が相まって建てられた「舟屋」が約 230 軒建ち並び、独特の風情を持ち、他の地域には例をみない景観を形成しており、平成 17 年 7 月に漁村としては全国初の国の「重要伝統的建造物群保存地区」の選定を受け、保存地区内に大きく海が含まれている地区はここ伊根浦だけです。また平成 20 年 10 月に『特定非営利活動法人「日本で最も美しい村」連合』に、平成 28 年 11 月に「京都 宮津湾・伊根湾」が『「世界で最も美しい湾クラブ」』に加盟し、平成 29 年 4 月には、丹後大仏が構成資産の 1 つとなっている『300 年を紡ぐ絹が織り成す丹後ちりめん回廊』が日本遺産に認定されるなど、対外的にも評価されています。

2. 本計画策定の趣旨

本町の基幹産業は、農業、水産業の第 1 次産業ですが、近年は、観光業も水産業と肩を並べる規模となってきています。

本町への企業誘致は、交通の便など立地条件が悪いため望めません。また、伊根町の工業の中心となっていた機業も不況や高齢化により事業を行う方はほとんどいなくなり、機業に替わる新たな工業の進出は見られません。

商業においては、小売店は少なく、住民の日常生活需要の消費のほとんどが近隣市町に流出している状況であり、観光業においては、本町の地域資源である「舟屋」や豊かな自然環境を活かし、観光入込客数が 30 万人を超えるなど増加傾向にある一方、インバウンド対策、オーバーツーリズムや観光公害などの新たな課題への対策や地域へ良い波及効果を高める必要があります。

よって、本町における産業の振興は、原点に立ち返り、主要産業である農業、水産業の振興を第一に掲げ、第 1 次産業の生産物を第 2 次産業で加工し、そして、小売りの第 3 次産業までを一体的に行ういわゆる「6 次産業化」を推進し、以て、農業・水産業との連携による観光業を推進し、産業全体の振興につなげることが重要であると考えます。

また、府下でも上位の人口減少や少子高齢化が進む本町においては、農業や水産業の後継者や担い手不足はもちろんのこと、産業全体で人が求まらず雇用の確保が困難な現状があります。そのため、ICT や IoT などの先端技術の活用なども含めた産業振興を模索することが重要です。

本計画は、当地域が半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 9 条の 2 第 1 項に基づく半島振興対策実施地域としての指定を受けていることから、改正半島法に基づく「産業振興促進計画」として策定したものであり、本計画の期限到来に伴い、新たな計画を策定するものです。

3. 前計画の評価

(1) 前計画における取組及び目標

本町が平成27年度に認定された伊根町産業振興促進計画（平成27年度から平成31年度。以下「前計画」という。）の期間においては、新たな起業を促進させ、地域の雇用拡大・定住促進を図るため、次のような取組及び目標を設定していました。

<取組>

税制優遇措置等の活用

<計画目標>

業 種	新規設備投資件数	新規雇用者数
農業・水産業（農林水産物等販売業を含む）	5 件 （内 農林水産物等販売業 3 件）	11 名 （内 農林水産物等販売業 9 名）
観光業（旅館業を含む）	4 件 （内 旅館業 2 件）	10 名 （内 旅館業 4 名）
商工業（製造業を含む）	1 件 （内 製造業 1 件）	3 名 （内 製造業 3 名）
情報サービス業等	1 件	2 名

(2) 目標の達成状況等

前計画の期間においては、各分野において振興が図られ、平成30年度末時点で次のような達成状況となりました。

<達成状況>

業 種	新規設備投資件数	新規雇用者数
農業・水産業（農林水産物等販売業を含む）	14 件 （内 農林水産物等販売業 1 件）	1 名 （内 農林水産物等販売業 0 名）
観光業（旅館業を含む）	4 件 （内 旅館業 4 件）	7 名 （内 旅館業 7 名）
商工業（製造業を含む）	6 件 （内 製造業 6 件）	3 名 （内 製造業 3 名）
情報サービス業等	0 件	0 名

※地域整備課及び企画観光課の事業実績等から算定。

<成果及び課題>

- 情報サービス業等を除き、観光業に偏ることなく、各産業の新規設備投資は多くの実績があった。
- 新規雇用が伴うものは新規起業に限られていた。
- 企業誘致は、立地条件等において誘致の見込みがなかった。
- 当該計画に該当するものか確認を行う案件があったが、地域の事業者の設備投資の際の利用に結びつかなかった。

(3) 成果及び課題を踏まえた本計画における対応方針

本町では、上記の達成状況等を踏まえ、産業振興及び雇用機会の拡大を実現するため、本計画においては次の方針で重点的に進めていくことにします。

- ① 将来にわたる生産・供給体制の確立
- ② 商品価値向上につながる地域ブランドの育成
- ③ 税制優遇措置等の効果的な周知による企業誘致及び設備投資の促進
- ④ 農水商工観光の一体的推進に向けた連携の強化

4. 計画の対象とする地域

本計画の対象地域とする地域は、伊根町全域とします。

5. 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの期間

第2章 伊根町の統計

1. 人口の推移

伊根町における総人口は年々減少し、平成27年の国勢調査では2,110人となりました。総人口に占める65歳以上の人口の割合（高齢化率）がここ20年で大幅に上昇しています。

【人口の推移】

(単位：人)

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	対20年 (平成7年～27年)	
						増減	増減率
総 数	3,361	3,112	2,718	2,410	2,110	△1,251	△37.2%
0歳～14歳	514	421	299	200	162	△352	△68.5%
15歳～64歳	1,802	1,530	1,305	1,182	971	△831	△46.1%
65歳以上 (a)	1,045	1,161	1,114	1,028	977	△68	△6.5%
高齢化率 (a) / 総数	31.1%	37.2%	41.0%	42.7%	46.3%	—	—

(国勢調査)

【人口動態】

(単位：人)

区分		平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年
自然 動態	出生 (a)	15	7	16	9	13	5	12	15	15
	死亡 (b)	68	68	86	54	77	52	63	58	39
	小計 (c) = (a) - (b)	△53	△61	△70	△45	△64	△47	△51	△43	△24
社会 動態	転入 (d)	55	44	52	51	59	56	77	45	59
	転出 (e)	57	63	89	85	65	86	78	71	66
	小計 (f) = (d) - (e)	△2	△19	△37	△34	△6	△30	△1	△26	△7
合計 (c) + (f)		△55	△80	△107	△79	△70	△77	△52	△69	△31

※外国人を含む。

(各年1月～12月 住民生活課)

2. 雇用の状況

伊根町における労働力状態をみると、平成7年から平成27年にかけて、総人口、15歳以上人口、就業者は一貫して減少しています。

【労働力状態】

(単位：人)

年次	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	3,361	3,112	2,718	2,410	2,110
15歳以上人口	2,847	2,691	2,419	2,210	1,948
就業者	1,850	1,561	1,334	1,117	1,023
完全失業者	28	27	43	44	25
非労働力人口	966	1,100	1,037	1,041	900

(国勢調査)

3. 産業の状況

伊根町における産業別就業者数の割合は、第2次産業は一貫して減少しています。第1次産業も減少傾向にあり、第3次産業が増加傾向にあります。

【産業別就業者構成比】

(単位：%)

産業分類	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
第1次産業	29.7	25.1	30.9	28.0	27.2
第2次産業	26.2	18.3	16.0	15.5	11.2
第3次産業	44.1	56.6	53.1	56.5	61.6

(国勢調査)

第3章 産業の振興の基本的方針

1. 対象地区の産業の振興の基本的方針

(1) 伊根町の産業動向の説明

① 農業・水産業（農林水産物等販売業を含む）

＜農業＞

本町の農業は、水稲作を中心に、転作田でそば栽培、ハウスによるブランド京野菜の栽培も行われていますが、そのほとんどが個人農業者であり後継者不足が大きな課題となっています。

水稲では、丹後産コシヒカリが平成23年から平成26年まで一般財団法人日本穀物検定協会の食味ランキングで特A評価を得るなどの評価されている一方、その評価は価格に反映されていないのが現状であり、近年は農協に出荷せず、直接、消費者へ販売する農家が増えてきています。

また、有害鳥獣被害は、電気柵等を設置するなどの対策を進めていますが、維持管理ができていない場所もあり、依然として被害が出ています。そのため、経済的損失だけに止まらず、耕作意欲の減退が耕作放棄地拡大の要因にもなっており、米価の低迷化による収入の減少と併せて、農業だけでは生計が成り立たない状況から全体的に農家が減っています。

【専兼業種類別農家数】

(単位：戸)

年次	計	専業農家	男子生産年齢		女子生産年齢		兼業農家		
			人口がいる	人口がいる	人口がいる	人口がいる	小計	第1種兼業農家	第2種兼業農家
平成12年	224	37	3	—	—	187	18	169	
平成17年	174	35	8	5	—	139	18	121	
平成22年	141	39	14	12	—	102	17	85	
平成27年	115	40	19	13	—	75	3	72	

(農林業センサス)

【農業経営組織別経営体数】

(単位：経営体)

年次	販売のあった経営体	単一経営			準単一複合経営			複合経営 (主位部門が60%未満)
		稲作	施設野菜	その他	稲作が主位のもの	施設野菜が主位のもの	その他	
平成12年	201	168	7	3	14	2	3	4
平成17年	137	104	8	4	10	4	2	5
平成22年	129	101	10	7	4	2	3	2
平成27年	99	77	7	2	6	2	2	3

(農林業センサス)

《水産業》

本町の水産業については、大型定置網及びまぐろ類養殖は、経営組織が会社であり今後も継続されていくものと見込まれます。

他の漁業種別は、個人の漁業者であり、その事業者数は、一貫して減少しています。

年齢階層別漁業就業者数をみると、総数は減少傾向にあるものの、40歳未満の漁業就業者数は、平成15年は17人（全体に占める割合7.6%）、平成20年は20人（同9.7%）、平成25年は29人（同16.8%）と増加傾向にあり、町内水産会社に所属する漁業従事者の増加が影響していると考えられます。

本町で水揚げされる水産物は、市場に運ばれるほか、消費者に直接「浜売り」され、一般的に魚屋と呼ばれる小売店は存在していません。

【漁業種類別経営体数】

（単位：経営体）

年次	計	刺網	大型 定置網	小型 定置網	延縄	いか釣	一本釣	採貝・ 採藻	ぶり類 養殖	まぐろ 類養殖	その他
平成15年	143	20	4	9	33	6	39	19	5	-	8
平成20年	119	16	4	7	26	3	36	13	5	1	8
平成25年	105	12	4	4	24	1	26	21	2	1	10

（漁業センサス）

【年齢階層別漁業就業者数】

（単位：人）

年次	計	15～ 19	20～ 24	25～ 29	30～ 34	35～ 39	40～ 44	45～ 49	50～ 54	55～ 59	60～ 64	65～ 69	70～ 74	75～
平成15年	225	2	3	3	2	7	6	21	28	29	15	32	40	37
平成20年	207	2	5	6	6	1	4	15	22	39	30	20	23	34
平成25年	173	3	5	7	7	7	2	7	9	22	31	18	16	39

（漁業センサス）

【漁船数】

（単位：隻）

年次	計	無動力 漁船	船外機 付漁船	動力漁船					
				1ト未満	1～3	3～5	5～10	10～20	20ト以上
平成15年	210	2	101	5	58	21	8	14	1
平成20年	181	6	87	8	43	16	7	13	1
平成25年	167	5	92	4	32	18	5	10	1

（漁業センサス）

②観光業（旅館業を含む）

観光入込客数については、平成27年まで約25万人で推移していましたが、平成28年以降は増加傾向にあり、平成29年は平成5年以来初めて30万人を超えました。これは「海の京都」事業などによる集客施設の整備や京都縦貫自動車道の全線開通などにより、他府県からのアクセスが容易となったことが影響していると考えます。

観光消費額については、日帰りと宿泊ともに概ね増加傾向にあるものの、平成26年は集客力の高い町内の1施設のリニューアルによる休業期間が影響し、平成30年は大雪など自然災害の影響がみられました。

【観光入込客の推移】

（単位：人）

年次	総数	入込客数の内訳				宿泊施設別の内訳		
		府内・府外の別		日帰・宿泊の別		旅館	民宿	公的施設
		府内	府外	日帰客	宿泊客			
平成22年	237,167	44,518	192,649	203,290	33,877	25,684	7,126	1,067
平成23年	231,455	43,600	187,855	198,125	33,330	26,106	6,515	709
平成24年	224,610	42,172	182,438	190,704	33,906	25,569	7,421	916
平成25年	259,182	47,919	211,263	224,891	34,291	26,064	7,523	704
平成26年	247,845	44,561	203,284	220,852	26,993	20,427	5,973	593
平成27年	251,970	47,200	204,770	222,451	29,519	22,135	6,583	801
平成28年	275,903	58,345	217,558	244,525	31,378	23,911	6,748	719
平成29年	301,436	60,738	240,698	262,739	38,697	31,162	6,795	740
平成30年	329,434	64,172	265,262	299,937	29,497	19,734	9,763	0

（企画観光課）

【観光消費額の推移】

（単位：千円）

年次	総数	観光消費額	
		日帰	宿泊
平成22年	849,916	321,896	528,020
平成23年	866,283	337,424	528,859
平成24年	861,160	323,006	538,154
平成25年	951,954	340,926	611,028
平成26年	891,818	373,790	518,028
平成27年	879,251	332,503	546,748
平成28年	1,105,771	378,792	726,979
平成29年	1,124,285	433,727	690,558
平成30年	1,146,633	510,979	635,654

（町企画観光課）

③商工業（製造業を含む）

本町の商工業は、個人事業が中心となっています。また、交通の便など企業立地に適さないため企業誘致は望めず、今後も、この傾向が続くものと考えます。

個人事業を見ますと、高齢化の進行により後継者不足が大きな課題となっています。

【商工業の現状】

（単位：事業所数（事業所）、従業員数（人））

業種	年	事業所数	従業者数	従業員数			
				うち個人 事業主	うち無給の 家族従事者数	うち雇用者数	1事業所当たり 従業者数
製造業	平成 21 年	28	65	25	9	27	2.3
	平成 26 年	17	78	9	4	61	4.6
卸売業	平成 21 年	5	69	2	3	43	13.8
	平成 26 年	2	31	1	0	24	15.5
小売業	平成 21 年	39	106	32	19	53	2.7
	平成 26 年	33	89	25	18	42	3.4

（経済センサス）

④情報サービス業等

当該業種については、本町には立地実績はない状況です。

【事業所数】

（単位：事業所数（事業所）、従業員数（人））

年次	事業所数	従業者数
平成 21 年度	0	0
平成 26 年度	0	0

（経済センサス）

(2) 地域の特徴

【インフラ整備】

- 平成 27 年に京都縦貫自動車道が全線開通。平成 28 年 10 月 30 日から山陰近畿自動車道（鳥取豊岡宮津自動車道）の京丹後大宮 IC（京丹後市）が供用開始。
- 平成 28 年 3 月から電気通信事業者による光ブロードバンドサービスの提供が開始。
- 令和元年に行政情報配信システムを整備（令和 2 年 4 月本格運用予定）。

【地域資源の賦存状況】

- 一般財団法人日本穀物検定協会の食味ランキングで『京都丹後産こしひかり』が特 A ランクの連続評価を受ける（平成 23 年～26 年まで 4 年連続）。
- 本町を含む京丹後市から舞鶴市の由良川河口右岸に至る「丹後半島海岸地区」及び丹後半島内陸部の「世屋高原地区」、福知山市の旧大江町地域を中心とした「大江山連峰地区」の 3 地区で構成される地域が、平成 19 年 8 月に『丹後天橋立大江山国定公園』に認定される。
- 『伊根湾舟屋群』が、平成 8 年に日本の渚百選に、平成 21 年 1 月には日本の里 100 選に選定される。
- 平成 17 年 7 月に舟屋群を形成する伊根浦が国の『重要伝統的建造物群保存地区』に選定される。
- 平成 20 年 10 月に特定非営利活動法人「日本で最も美しい村」連合に加盟する。
- 平成 28 年 11 月に「京都 宮津湾・伊根湾」が『「世界で最も美しい湾クラブ」』に加盟する。
- 平成 29 年 4 月に丹後大仏が構成資産の 1 つとなっている『300 年を紡ぐ絹が織り成す丹後ちりめん回廊』が日本遺産に認定される。

【地域産業の特性】

- 伊根鰯、伊根まぐろ、丹後ぐじ
- 薦池大納言、筒川そば

(3) 伊根町の産業振興を図る課題

持続可能なまちづくりを進めていくためには、主要産業である農業、水産業の発展が不可欠であり、農業及び水産業が活性化しないと町も発展しないと考えています。

特に第1次産業は担い手不足が深刻なため、その対策も求められています。

水産業及び農業の活性化を観光業の振興につなげ、それによって、地域の活性化を進めると同時に、定住対策や公共交通機関の整備や支援、就労支援、医療環境の整備なども必要です。

なお、業種別の課題は次のとおりです。

【農業・水産業（農林水産物等販売業を含む）】

農業は、農産物のブランド化・高付加価値化につながるよう、特色ある農業振興の推進強化、認定農業者や集落営農組織などの経営体の育成、新規就農者へのフォローアップなど体制の充実が引き続き必要です。

水産業は、生産者受取価格が低い産業のため、漁業生産者の売上拡大の取組みが必要です。

魚価は漁獲量によって変動するため、大量にとれた魚種の価格は下落し、漁獲量が少ない魚種の価格は高騰するため、水産加工品製造の仕組みを構築することで、漁獲量の多いときには、加工への供給量を増やす調整などを行い、魚価を安定させることができます。

これまでは、農業、水産業とも、農協、漁協への一元出荷が主でしたが、生産者による消費者への直接販売体制を整備し、生産者が自分の生産物に対して自分で値段をつけることによって価格を安定させ、収入の確保を図ることが重要で、生産者が、生産から加工そして販売までを行い、消費者に対し生産物を提供する6次産業化の構築が求められています。

また、情報サービス業と連携した取組みにより、新たな販売流通経路の開拓も併せて行うことが重要です。

さらなる農業・水産業の振興を推進するためには、生産者による農林水産物等販売業への進出を促す必要があり、税制優遇措置等の活用による投資支援を行う必要があります。

【観光業（旅館業を含む）】

本町には、重要伝統的建造物群保存地区内の『伊根浦舟屋群』のほか、浦嶋神社の浦島伝説や新井崎神社の徐福伝説などもあり、京都縦貫自動車道の全線開通などにより、アクセスが容易となったことで、京都市内や近隣府県からの日帰り客が増加しています。

平成 28 年 6 月に 5 市 2 町の観光協会を統合した「海の京都 DMO（京都府北部地域連携都市圏振興社）」を設立し、観光業の振興のために、京都府や近隣市町との連携によって PR 活動やイベントも実施しています。

近年では、SNS などの影響から外国人旅行者も増加しており、着地型観光や町内回遊型観光の推進も求められていますが、飲食店や宿泊施設が不足している本町では、新たな起業を促進する必要があるため、民宿開業支援金制度を創設していますが、その後押しとして、更に民間活力による施設整備などについて税制優遇措置等の活用による企業投資への支援も行う必要があります。

【商工業（製造業を含む）】

個人事業主が大多数を占める本町の商工業は、高齢化による事業の継続が難しくなっている事業者が増えており、後継者不足が大きな課題となっています。

また、数少ない法人においては、貴重な住民の雇用の場となっており、今後も町内において事業を継続してもらうことが重要です。

このような現状から、本町の商工業の振興は、保証料補給制度など既存企業への支援を継続して行うと共に、農業・水産業などの 1 次産業や観光業との連携を推進し、新規分野への事業展開を促すことに重点を置き、同業者間又は他業種の事業者との情報交換・共有を行う機会の提供や環境づくりを行い、民間活力による施設整備などについて税制優遇措置等の活用による企業投資への支援を行う必要があります。

【情報サービス業等】

平成 28 年 3 月に、町内全域を対象とする電気通信事業者による光ファイバー接続サービスの環境整備により、光ブロードバンドサービスの提供が開始されましたが、その環境を活用できるような企業が町内にはないため、今後も京都府企業誘致助成制度等を利用し、情報サービス産業が進出しやすい環境づくりや誘致活動が必要です。

また、漁業者や農業者が、消費者に水産加工品及び農産加工品を直接販売するための新たな販路として、IT を活用した流通チャネルを構築するため、税制優遇措置等の活用できる体制を整えておくことにより、情報サービス業等の事業者が進出しやすい環境づくりを行う必要があります。

2. 産業振興の対象とする事業が属する業種

- 農業・水産業（農林水産物等販売業を含む）
- 観光業（旅館業を含む）
- 商工業（製造業を含む）
- 情報サービス業等

3. 事業振興のために推進しようとする取組・関係団体等の役割分担

伊根町の産業振興を図るために、上記の取組を京都府、町、商工会、観光協会などの関係機関が連携して推進していくこととします。

【京都府】

- 租税特別措置の活用促進
- 特色ある産地の整備のための補助金等
- 各産業の担い手の確保、人材育成支援
- 生産基盤の整備などの農林水産業の振興
- 産業、観光振興
- 地域への定住環境や定住促進の整備
- 地域公共交通の活性化
- 就業促進
- 地域医療環境への支援
- 企業誘致の促進
- 道路環境の整備 ほか

【伊根町】

- 租税特別措置の活用促進
- 地域への定住環境や定住促進の整備
- 地域公共交通の活性化
- 就業促進
- 地域医療環境への確保
- 地域包括ケアシステムの推進
- 防災体制の強化や整備
- 水産業、農業の担い手の確保、人材育成
- 農林水産物の高付加価値化及びブランド化の推進
- 地産地消の推進
- 鮮度維持や経費節減を伴う農林水産物の新しい流通体制の確立
- 6次産業化の促進などによる新商品と新技術の開発支援
- 国内・国外への販路開拓支援
- 観光資源の活用及び情報発信の強化
- 関連支援機関との情報共有及びネットワーク化支援 ほか

【商工会】

- 観光資源（舟屋等）を活用した創業支援
- 経営革新計画策定支援
- ワンストップ総合支援（よろず拠点）を活用し、高度化・専門化した経営課題に対応するための専門家派遣を活用した経営改善支援
- 農商工連携の推進支援（特に農・水産業と観光業の連携強化） ほか

【観光協会】

- 来訪者の滞在時間延長につなげるための魅力的な現地体験の充実
- 来訪者受入のための地元プレイヤーの発掘及び人材育成
- 1次産業従事者と連携した特産品の開発
- 着地型観光商品の販売
- 近隣市町の観光協会との連携 ほか

【漁業協同組合】

- 新規就漁者の漁業権取得支援
- 漁業経営計画の策定支援、審査
- 新規漁業者の経営相談及び報告 ほか

【農業協同組合】

- 新規就農者の経営支援
- 農業経営改善計画の策定支援、審査
- 農業者への営農指導 ほか

4. 計画目標

本町は、若者の流出や少子高齢化による人口の減少が著しく過疎化が進行しています。また町内には、駅や線路もなく、公共交通機関は脆弱な環境にあります。

このように地域資源が限られている地域特性のなかで、各産業を振興するためには、特に本町の主要産業である第1次産業の農業や水産業を振興し、以て、観光業、商工業に繋げて行くことが肝要と考えます。

農産物や水産物を、マルシェなどを活用し、生産者が観光客などへ直接販売する仕組みを構築するとともに、情報サービス業と連携してITの活用を推進するなどし、農産物や水産物の販路拡大を行います。

また、インターネットやSNS等を活用した情報発信の強化により、本町への観光入込客を増加させることで、農産物や水産物の消費拡大に繋げ、農業・水産業、観光業、商工業の好循環を創り出すことも必要です。

本計画では、税制優遇措置等の活用による企業投資等への支援や連携強化を促すことで新たな起業を促進させ、地域の雇用拡大・定住促進を図ることを計画目標に掲げていますが、伊根町全域を計画地域としても企業数が限られており、税制の適用対象となる設備投資等の件数を目標設定することが困難なため、企業誘致等も含めた最大限目指すべき努力目標として以下のとおり設定します。

(1) 設備投資の活発化に関する目標（令和2年度～令和6年度）

新規設備投資件数（件）	1件	※税制の適用対象となるもの
-------------	----	---------------

(2) 雇用・人口に関する目標（令和2年度～令和6年度）

新規雇用者数（人）	1人	※税制の適用を受けた企業等によるもの
移住者数（人）	1人	※税制の適用を受けた誘致等によるもの

(3) 事業者向け周知に関する目標（毎年度）

- ①町広報誌に租税特別措置、地方税優遇措置に関する制度に関する記事を年1回掲載する。
- ②町ホームページを活用して租税特別措置、地方税優遇措置に関する制度の情報発信を行う。
- ③事業者から要望があれば、随時説明会（個別対応含）を行う。
- ④行政情報配信システムを活用した周知を検討する。

5. 計画評価・検証の仕組み

本計画に記載する施策等については、本町地域創生有識者会議等において行われる評価、進行管理を基礎とし、PDCAサイクルに基づいた進行管理と効果検証を行います。効果検証の結果については、次年度の施策等の参考にします。